

# 一般質問から

## 保険行政について

**Q** 平成20年度より、生活習慣病対策の為、国民健康保険加入者を対象として保険者に義務づけられる特定健康診査・特定保健指導の取り組みについて。

**武之内 清久**

「八潮市特定健診等実施計画」を策定しなければなりません。国の指針では、平成24年度の目標値として市町村国保は特定健康診査実施率65%、特定保健指導実施率45%、内臓脂肪症候群該当者及び予備軍の減少10%とされています。

**A** 医療費の3分の1を占める生活習慣病関連について、内臓脂肪症候群いわゆるメタボリックシンドロームに着目した健康診査と保健指導により個人の行動変容を促し、生活習慣病リスク要因を減少させることで医療費の増加を抑えようというものです。

今年度中に5年を1期とする

## 「介護支援ボランティア活動推進事業」導入について

**Q** 厚労省は、高齢者の社会参加促進と高齢者自身の健康増進を目的に、市町村の裁量で、ボランティアで獲得したポイントで介護保険料や介護サービス利用料の支払いの他、自分が頼んだボランティアへの謝礼として使える、介護保険と連携した介護支援ボランティアの実施を認めました。

**矢澤 江美子**

本市での導入予定について伺います。

**A** 厚労省から示された実施スキーム例では、「人材登録、ポイント、運営費等をプールする基金」等を管理する機関

## 包括的支援事業について

**Q** 地域包括支援センターの整備状況と、先行実施の近隣自治体の状況及び問題点等について伺います。

**郡司 伶子**

本市の対応策について伺います。

整備状況と、先行実施の近隣自治体の状況及び問題点等について伺います。現在の保健師については、その確保にむけて準備を進めているとのことですが、

**A** 市では既存の在宅介護支援センターを活用し、4カ所の法人に委託する予定ですが、10月の開設にむけて、それぞれで準備を進めていると聞いています。また、職員の確保については、8月に保健師を採用する予定で3職種が確保できる1カ所を除き、他の3カ所は、3職種のうち、主任ケアマネージャー、社会福祉士の確保はできて

また、近隣自治体の問題点として、地域包括支援センターが地域住民への知名度が低いことや、地域との連携が不十分なことがあるようです。市としては、利用者への周知、ネットワークづくりや定期的な調整会議を開催しながら情報の共有化を図り、地域の皆さんの最も身近な窓口として信頼され、期待に応えられるように努めていきたいと考えています。

## AEDの小児用パット設置について

**Q** 昨年八月の厚生労働省からの通知を受け、1歳以上8歳未満の子どもにもAEDが使用できるようになったことに対する措置として県内では、市内に設置されているAEDの99.5パーセントに小児用パットを取り付けた自治体があります。

**戸川 須美子**

本市の公共施設のAEDに小児用パットを早期に設置することについて伺います。

**A** 平成19年度中に設置を予定している施設の内、機器の設置にあわせ小児用パットの設置も可能な施設につきまして、業者に依頼をしているところ

## 福祉行政「生活保護」について

**Q** 保護費は学校給食費等使途が決まって支給していると思うが、それに充てないで別に使っている人はいないか。

**服部 清二**

は、支出の節約を図り、生活の維持向上に努めなければならない生活上の義務が課されており、学校給食費や住宅費等の使途が限定された保護費を他の費用に充当することは生活保護法の趣旨に反するもので、被保護者に対し保護開始時や保護費の支給時に十分に説明しているところで

**A** 生活保護費には、生活扶助、教育扶助、住宅扶助、医療扶助、介護扶助、出産扶助、生業扶助、葬祭扶助の8種類の扶助があり、世帯員の人数や年齢などの状況に応じて積算し、支給しています。学校給食費や家賃等はその費用を被保護者に金銭給付しており、原則として被保護者自身が給付を受けた金銭から支払いを行うこととなっており、被保護者に

## 多重債務問題改善プログラムへの対応について

**Q** 政府は、200万人超に上るといわれております多重債務者に対する借り手対策として、相談窓口の整備・強化、借りられなくなった人に対するセーフティネット貸付けの提供、金融経済教育の強化、ヤミ金の撲滅取締りの強化、以上4点を柱とした多重債務者改善プログラムを策定しましたが、本市でのこのプログラムに係る相談件数の状況と対応についてお聞かせ下さい。

**森 伸一**

また、問題解決のため「埼玉県庁多重債務法律相談」等、内容により適切な相談窓口を紹介し対応に努めております。現時点では国からの具体的な要請はありませんが、今後は国、県等の方針を踏まえつつ、問題解決に努めて参りたいと考えております。

**A** 本市では、4月より週に1日回数を増やした週3回の消費生活相談と、週1回の法

律相談にて、問題解決・支援に